

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こころ
- 3 代表者の氏名  
塩崎 武彦
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市上田原656番地24
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者およびその家族が地域の人々と助け合いながら、住み慣れた場所で安心かつ充実した生活を続けられるように住民参加で生活支援のための事業を行うことにより、地域社会への貢献を図り、社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による県の意見を、同条第6項の規定により次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供します。

平成26年6月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
南松本複合店舗  
松本市大字芳川平田字平田660-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社ケイ・ティ経営研究所  
長野市大字小柴見283

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成26年6月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日  
平成26年6月30日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名、建設業許可番号及び処分の内容

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業許可番号	処分の内容
有限会社須田山工務店	飯田市東新町二丁目22番地	須田山 政喜	なし	建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部 (2) 期間 平成26年7月15日から平成26年7月21日までの7日間

- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日  
平成25年11月5日
- 4 県の意見に係る概要  
交通に係る事項  
店舗に面する県道平田新橋線については交通量が多くピーク時には渋滞が発生しており、国道19号線平田信号から直近である位置に出入口No.1を設けることについては、さらなる渋滞を招く可能性について住民、松本市及び県警察本部から懸念が寄せられている。  
については、周辺の交通状況を踏まえて再度、出入口の設置について検討されたい。
- 5 届出年月日  
平成25年10月22日
- 6 意見書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成26年6月30日から平成26年7月30日まで

産業政策課サービス産業振興室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

平成26年6月30日

長野県知事 阿部 守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生の年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成26年6月18日	患畜	1	上伊那郡箕輪町

園芸畜産課

北島建工	下伊那郡松川町元大島4273番地10	北島 泰己	長野県知事(般-22) 第24130号	建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設に係る営業の全部 (2) 期間 平成26年7月15日から平成26年7月29日までの15日間
松安建設有限公司	飯田市中村1452番地4	松尾 俊水	長野県知事(般-23) 第23045号	建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設に係る営業のうち、公共工事又は補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの (2) 期間 平成26年7月15日から平成26年7月25日までの11日間
藤井興業株式会社	飯田市上郷黒田3881番地	藤井 隆繁	長野県知事(特-23) 第393号	建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設に係る営業の全部 (2) 期間 平成26年7月15日から平成26年7月25日までの11日間
興和工業株式会社	岡谷市田中町一丁目5番5号	宮坂 好史	長野県知事(特-21・23) 第3831号	建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令 (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設に係る営業のうち、民間工事に係るもの (2) 期間 平成26年7月15日から平成26年7月21日までの7日間

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

3 処分の原因となった事実

有限会社須田山工務店は、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有しないにもかかわらず、平成23年6月から平成26年3月までの間に、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

また、北島建工、松安建設有限公司、藤井興業株式会社及び興和工業株式会社は、同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事について、有限会社須田山工務店と下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年6月30日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

1 許可番号 平成26年5月30日

長野県指令25建指第79-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘8501-1、8501-19、8501-20、8501-21、8501-22、8501-23、8501-24、8501-26、8501-27、8501-28、

8501-29、8501-30、8501-31

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字笹賀7116-1

征矢野建材株式会社 代表取締役 桜井 秀弥

都市・まちづくり課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年6月30日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月24日 (日)	午前10時から 午後4時まで	長野会場	長野市若里7丁目1番7号 長野県社会福祉総合センター	60名

## 3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成26年6月30日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
8月1日 (金)	午後1時から 午後4時まで	飯山会場	飯山市大字飯山1436番地1 飯山市公民館	60名
8月7日 (木)	午後1時から 午後4時まで	塩尻会場	塩尻市大門七番町4番3号 塩尻市総合文化センター	60名
8月28日 (木)	午後1時から 午後4時まで	駒ヶ根会場	駒ヶ根市上穂栄町23番1号 駒ヶ根市総合文化センター	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習の

ために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月30日

長野県警察本部長 山崎 晃 義

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等及び数量  
無線自動車動態管理（カーロケータ）システム機器一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行に当たり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しない者は、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先  
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手することができます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/sinse.html>

- (2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026 (235) 7079
- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県警察本部地域部通信指令課  
電話 026 (233) 0110 内線 3613
- 5 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年8月11日(月) 午前11時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
  - (3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成26年8月11日(月) 午前10時  
イ 場所 警察本部専用番号 380-8510  
長野県警察本部地域部通信指令課
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月4日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 6 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 7 Summary
  - (1) Nature of the services to be procured :  
A police car locator system
  - (2) Lease Duration:

From January 1,2015 until December 31,2019

(3) Delivery places:

Nagano Prefectural Police Headquarters  
Community Division,Communication Command Office  
692-2 Aza Habashita,Oaza Minaminagano,Nagano City

(4) Contact place for information about the tender;  
description/conditions/and other inquiries:

Community Division,Communication Command Office  
692-2,Aza Habashita,Oaza Minaminagano,Nagano City  
TEL:026-233-0110 Ext.3613

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time:11:00AM August 11,2014  
Place:Bidding Room,Nagano Prefectural Government  
West annex 1F

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery  
location:

Time: 10:00AM August 11,2014  
Place:Community Division,Communication Command  
Office  
380-8510(Exclusive postal code for Nagano  
Prefectural Police Headquarters)

通信指令課